

[事案 21-57] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 22 年 9 月 29 日 裁定打切り

< 事案の概要 >

銀行を窓口に変額個人年金に加入したが、契約締結時に募集人(銀行員)から虚偽の説明があったとして、契約を無効にして既払込保険料を返還してほしいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

銀行の支店担当者から、再三再四電話で来店要請を受け、平成 18 年に支店窓口で募集人(銀行員)から説明を受け、定期預金の解約金と普通預金の返戻金を一時払保険料に充当し変額年金保険契約(10 年据置、5 年確定年金)を締結した。その際、募集人から次のような虚偽の説明があったので、契約を無効とし、既払込保険料を全額返還して欲しい。

- (1) 変額年金保険の説明を受けた際、過去の運用実績例を参考に銀行に預けるより有利と勧められたが、当時 70 歳を超えていたため無理をしても契約期間は 2 年程度であるとして断ったところ、「この保険は隨時解約が出来て 1 年間に付く利息はこの程度ですと色付きマーカーで説明を受け、契約してすぐ解約すると解約手数料は高いが、2 年後だと手数料も下がるのでどうですか」と、勧められた。
- (2) そこで、2 年後には解約する旨を伝え契約に応じたが、2 年経過後に解約しようとしたところ、契約時の説明とは異なり、解約返戻金額が払い込んだ一時払保険料を下回っていて、解約が出来なくなってしまった。

< 保険会社の主張 >

以下の理由から、錯誤・詐欺・強迫といった無効・取消事由および消費者契約法上の重要事項の不実告知等の取消事由等はなく、申立人の保険料返還請求には応じられない。

- (1) 申立人から定期預金に預けている資金について、増額を含め長期運用の相談を受け変額年金保険の提案を行っている。
- (2) 契約時に申立人は、「10 年後を考えると定期預金ではやはり増えないですし、元本保証付でしたら安心ですね。途中で増えていたら出せるのもいいですね。」との発言をしており、資金の長期運用に关心を示されていたと考えられる。
- (3) 募集人は、月別シミュレーション表を用いて商品内容・期間・リスク等についても説明(10 年の商品である点、解約時の控除の説明含む)を行っており、2 年後の解約返戻金が一時払保険料を下回ることはない、との説明を行った事実は認められない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人、保険会社双方から提出された書面および申立人からの事情聴取の内容に基づき、募集人が「2 年後には解約手数料も下がり、解約しても元本が保証される」との虚偽の説明をしたかについて審理したが、募集人がパンフレット等の書面を使用せずに商品内容を説明することは困難と思われること、また、これら書面に則して説明するのが一般的であって、書面の記載から明らかな事柄についてその記載と異なる説明をすることは通常考えられないことから、「特段の事情」がない限り、募集人はパンフレット等の書面に則した説明をしたと推認するのが合理的と言える。

そこで、本件において、「特段の事情」が存在したかについて、下記のとおり検討したが、審査会としては、「特段の事情」の存在は可能性に止まり、その存在が明確でないとの理由で手続きを終了するのではなく、この点を解明する必要があると判断した。そして、解明のためには、募集人の事情聴取が必要だが、本件では募集人自身の事情により事情聴取を実施することができず、当審査会は裁判外紛争解決機関であり証人を尋問する権限はない。そこで、本件

は募集人を尋問することができる裁判手続において解決するのが妥当と判断し、生命保険相談所規程第38条1項(4)により、裁定手続きを打ち切ることとした。

- (1) 申立人は、2年経過した時点で申立契約を解約しようとしており、主張に即した行動をとっている。また、パンフレットの解約返戻金額についての「積立金に対する控除率」表の契約日から経過年数が1年未満、1年以上2年未満、2年以上3年未満の欄は黄色のマーカーによる記入があり、さらに説明に使用された「契約月別シミュレーション表」も契約から2年経過日の欄はピンク色のマーカーによる記入がなされ、いずれも2年という期間を意識して説明がなされたと思える形跡があった。
- (2) こうした点から、申立人は、2年後に解約する意向であることを募集人に伝えていた可能性が窺え、「契約月別シミュレーション表」のピンク色のマーカーで印が付された解約返戻金額が一時払保険料を上回っていることから、申立人は2年後の解約返戻金額が一時払保険料を下回らない(元本保証)と理解して、申立契約を締結した可能性も窺え、上記「特段の事情」が存在した可能性があると言える。
- (3) 相手方会社が募集人と面談して聴取した結果として、パンフレットの黄色のマーカーは説明手順の一環として募集人が記入したものだが、「契約月別シミュレーション表」のピンク色のマーカーによる記入は記憶がない、との報告があったが、募集人が行ったものではないとまでは認められず、相手方会社の報告のみでは、「特段の事情」が存在する可能性を否定するには至らない。
- (4) 相手方会社から、募集人が募集時に作成した「確認記録簿」が証拠として提出されたが、同書面に記載されている契約締結時の時間について申立人の申出内容と著しく異なるが、申立人において、時間について事実と異なる内容を述べる理由も見出し難いことから、書面の記載内容の正確性に問題が残り、やはり「特段の事情」が存在する可能性を否定するには至らなかった。